

津奈木町区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 5,286	千円 3,585,677	千円 142,294	千円 645,108	% 18.0	% 24.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

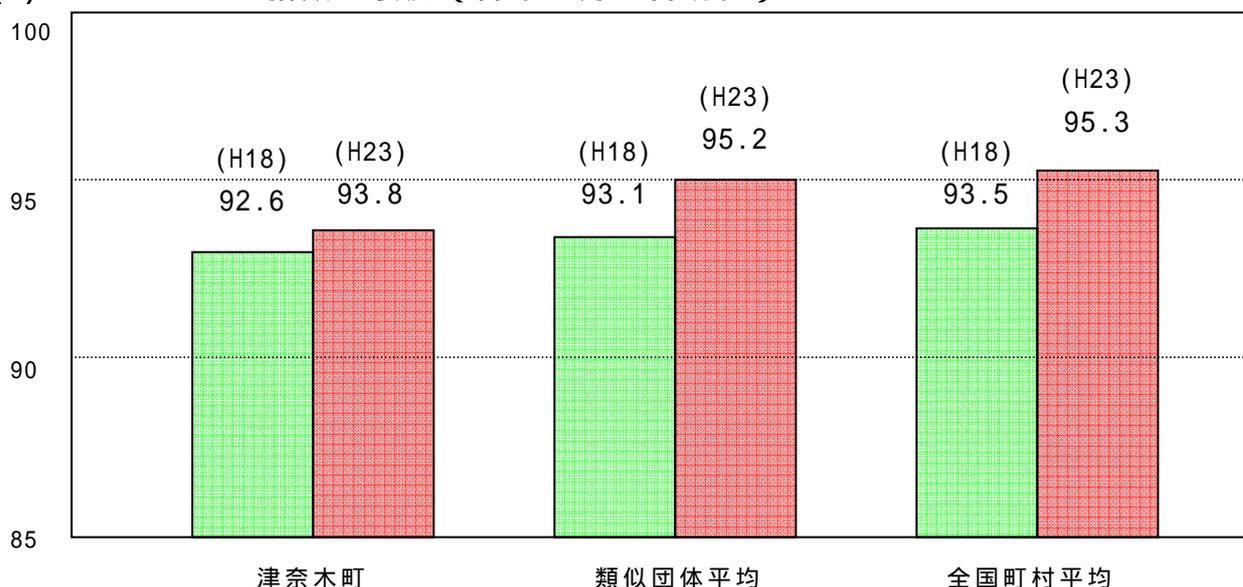
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)平成21年度 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 62	千円 224,275	千円 32,055	千円 80,935	千円 337,265	千円 5,440	千円 5,717

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数（全地方公共団体平均）

98.8%（平成23年4月1日現在）

「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況 人事委員会を設置していないため省略

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成23年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
津奈木町	39.3歳	290,700円	334,300円	315,858円
熊本県	43.9歳	337,087円	395,657円	365,691円
国	42.3歳	327,205円		397,723円
類似団体	43.4歳	322,165円	375,584円	352,415円

技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
津奈木町	52.9	2人	262,700円	300,200円	- 円	-	-	-	-
用務員	* 歳	1人	* 円	* 円	* 円	用務員	53.1歳	200,000円	*
運転手	* 歳	1人	* 円	* 円	* 円	運転手	55.2歳	263,400円	*
熊 本 県	47.5歳	425人	339,420円	400,830円	368,188円	-	-	-	-
国	49.5歳	3,689人	283,862円	- 円	321,662円	-	-	-	-
類似団体	50.1歳	5人	302,584円	328,341円	319,177円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
津奈木町	*	-	-
用務員	*	2,815,000	*
運転手	*	3,570,000	*

個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合はアスタリスク(*)表記。
民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20年～平成22年の3ヶ年)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間に置いては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		津奈木町	熊 本 県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	167,034円	172,200円
	高校卒	140,100円	135,897円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	142,299円	- 円
	中学卒	129,200円	126,585円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

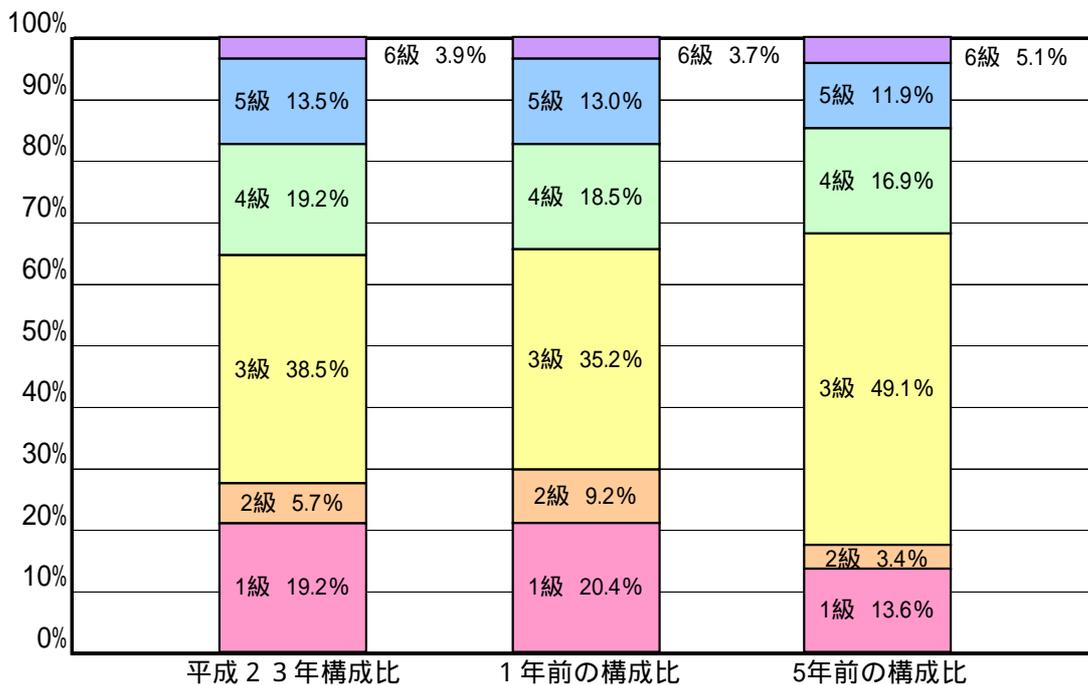
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,100円	313,500円	364,300円
	高校卒	216,800円	269,600円	306,100円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	10 人	19.2 %
2 級	主事、技師	3 人	5.7 %
3 級	参事	20 人	38.5 %
4 級	課長補佐、主幹（班長）	10 人	19.2 %
5 級	課長、事務局長（審議員）	7 人	13.5 %
6 級	総務課長	2 人	3.9 %

- (注) 1 津奈木町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第40条に基づき、毎年3月1日を評定日として全職員に対して能力・業績に基づく人事評価を実施。
 なお、能力・業績に基づく人事評価は平成23年4月から試行的に実施。
- 昇給への勤務成績の反映状況
 能力・業績に基づく人事評価については人事評価が試行中であるため昇給区分に差を設けなかった。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

津 奈 木 町	熊 本 県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,462千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,586円	-
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1 勤務実績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年3月1日を評定日として全職員に対して能力・業績に基づく人事評価を実施。 なお、能力・業績に基づく人事評価は平成23年4月から試行的に実施。
2 昇給への勤務実績の反映状況 能力・業績に基づく人事評価については人事評価が試行中であるため昇給区分に差を設けなかった。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

津 奈 木 町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	国と同じ		その他の加算措置	定年前早期退職措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	23,871千円		1人当たり平均支給額	-千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 制度なし

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在) 制度なし

支給実績 (平成22年度決算)	0 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成22年度)	%		
手当の種類 (手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 22 年度決算)	9,089 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)	162 千円
支給実績 (平成 21 年度決算)	8,406 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 21 年度決算)	137 千円

(6) その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価 (国と全て同じ)	支給実績 一般会計 (平成 22 年度決算)	支給職員 1 人 当たり 平均支給年額 (平成 22 年度 決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対して支給する 扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく 主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>配偶者 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある 子及び孫 満 60 歳以上の父母及び祖父母 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 重度心身障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000 円 ・ 2 人まで (配偶者扶養) 6,500 円 ・ 1 人 (配偶者非扶養) 6,500 円 ・ 1 人 (配偶者なし) 11,000 円 ・ その他 6,500 円 ・ 特定期間の加算 5,000 円 	11,497 千円	302,552 円

住居手当	<p>自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃 23000 円以下・・・家賃額 - 12000 円 ・ 家賃 23000 円を超え 55000 未満（家賃額 - 23000 円）× 1/2 + 11000 ・ 家賃 55000 以上・・・27000 円 <p>単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員</p> <p>単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員</p> <p>(・)・・・「職員の居住する借家・借間」により算出される額の 1/2</p> <p>その所有に係る住宅のうち当該新築又は購入の日から起算して 5 年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの (2500 円)</p>	2,987 千円	248,917 円
通勤手当	<p>通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 以上であること。(運賃等相当額が 55000 円以下については運賃等相当額)</p> <p>通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・ 5 k m・・・2000 円 5 k m ~ 1 0 k m・・・4100 円 1 0 k m ~ 1 5 k m・・・6500 円 1 5 k m ~ 2 0 k m・・・8900 円 2 0 k m ~ 2 5 k m・・・11300 円 2 5 k m ~ 3 0 k m・・・13700 円 3 0 k m ~ 3 5 k m・・・16100 円 3 5 k m ~ 4 0 k m・・・18500 円 4 0 k m ~ 4 5 k m・・・20900 円 4 5 k m ~ 5 0 k m・・・21800 円 5 0 k m ~ 5 5 k m・・・22700 円 5 5 k m ~ 6 0 k m・・・23600 円 6 0 k m ~ ・・・24500 円 	1,457 千円	36,425 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課長を除く課長相当職・・・10% ・ 総務課長・・・・・・・・・・15% 	4,672 千円	519,111 円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等	
給 料	町 長 副 町 長		730,000 円 554,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
				809,400 円 / 364,500 円 671,700 円 / 365,000 円
報 酬	議 長		306,000 円	364,000 円 / 220,000 円
	副 議 長		252,000 円	285,000 円 / 168,100 円
	議 員		230,000 円	263,000 円 / 135,800 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長		(平成22年度支給割合) 2.90月分 15/100 加算	
	議 長 副 議 長 議 員		(平成22年度支給割合) 2.90月分 15/100 加算	
退 職 手 当	町 長		(算定方式) 500/100	(支給時期) 在職年方式
	副 町 長		290/100	在職年方式

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

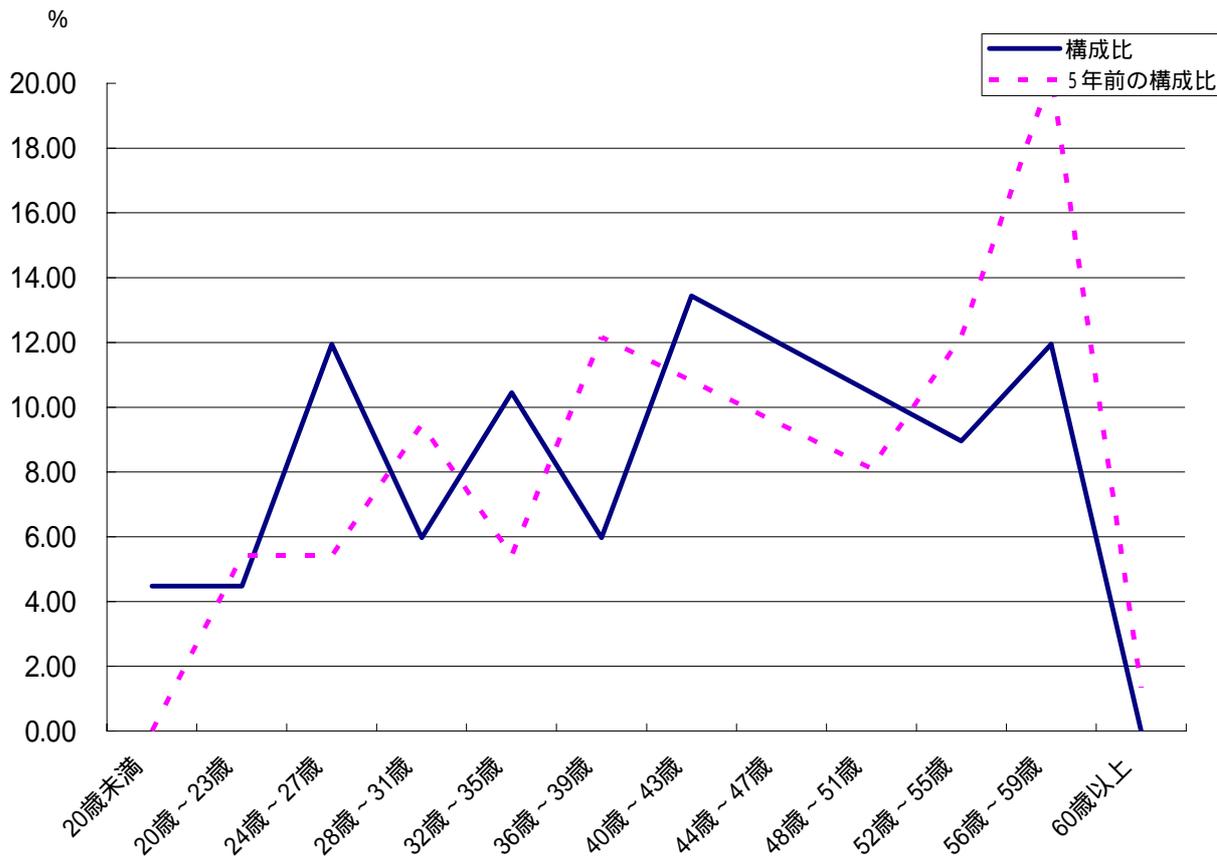
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門 議 会 総 務 税 務 民 生 衛 生 農 林 水 産 商 工 土 木		1	1		
			17	17		
			4	4		
			7	7		
		5	5	1	農業振興事務見直しによる減	
		8	7			
		2	2	1	土木整備事務の充実による増	
	4	5				
	計	48	48		<参考> 人口1万人当たり職員数 90.81 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 118.77 人)	
	教育部門	15	14	1	嘱託員補充による減	
	小 計	63	62	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 117.29 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 145.57 人)	
公 管 会 企 計 業 部 門	水 道	1	1			
	そ の 他	5	5			
	小 計	6	6			
合 計		69	68	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.64人	
		[87]	[75]	[12]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	3人	8人	4人	7人	4人	9人	8人	7人	6人	8人	0人	67人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門	区分							過去5年間の増減数(率)
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年		
一般行政	51	51	51	50	48	48	3(94%)	
教育	14	14	14	15	15	14	0(100%)	
普通会計計	65	65	65	65	63	62	3(95%)	
公営企業等計	10	9	8	6	6	6	4(60%)	
総合計	75	74	73	71	69	68	7(90%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。